

(写)

意見書案第5号

防災・減災及び国土強靱化対策の強化を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に意見書を提出する。

令和2年12月18日提出

提 出 者

長久手市議会議員 山田かずひこ

賛 成 者

長久手市議会議員 さとうゆみ

長久手市議会議員 山田けんたろう

長久手市議会議員 大島令子

長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 ささせ順子

要 旨

地方自治体における国土強靱化地域計画のより一層の推進と、あらゆる災害の未然防止、災害発生時の迅速な対応が図られるよう、特段の措置を講じられるよう強く求めるため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

防災・減災及び国土強靱化対策の強化を求める意見書

近年、全国各地で風水害や地震を初めとする自然災害が頻発化、激甚化しており、市民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が進められているが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

本市においても、道路や河川などのインフラは重要な社会基盤である一方、老朽化が進み、効率的、効果的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

本市では、大規模自然災害が発生し、被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に社会基盤を回復し、持続的に成長する経済基盤となる「長久手市国土強靱化地域計画」を今年度策定予定である。

「Withコロナ」「afterコロナ」における新たな生活様式「新しい日常（ニューノーマル）」への移行が求められる中、発生が危惧される南海トラフ地震や大規模な自然災害から市民の命・財産を守るためには、これまで以上に対策が必要となる。

よって、国においては、地方自治体における国土強靱化地域計画のより一層の推進と、あらゆる災害の未然防止、災害発生時の迅速な対応が図られるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。
- 2 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るなど国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 3 既存インフラの有効活用の観点から、社会基盤の老朽化への対策を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第7号）

令和2年12月18日（金）午前10時開議

- 第1 諸般の報告  
議案の提出について
- 第2 議案第78号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第9号）  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第69号から議案第76号まで及び議案第78号並びに請願第2号  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 意見書案第5号防災・減災及び国土強靱化対策の強化を求める意見書の提出について  
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

## 予算決算委員会

議案番号            件 名

議案第78号    令和2年度長久手市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度 市議会年間日程案

第1回臨時会、第2回定例会会期日程（案）				
月	日付	曜日	会期26日間	
5月	6	木		
	7	金	10:00 正副二役打合せ	
	8	土		
	9	日		
	10	月	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明	
	11	火		
	12	水		
	13	木		
	14	金		
	15	土		
	16	日		
	17	月	10:00 臨時会	
	18	火	予備日	
	19	水		
	20	木		
	21	金		
	22	土		
	23	日		
	24	月	10:00 正副二役打合せ	
	25	火	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明	
	26	水		
	27	木		
	28	金		
	29	土		
	30	日		
	31	月	通告受付	
	6月	1	火	通告締切
		2	水	
		3	木	
		4	金	
		5	土	
6		日		
7		月	10:00 議会運営委員会	
8		火		
9		水		
10		木	10:00 開会日	
11		金	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
12		土		
13		日		
14		月	9:30 常任委員会	
15		火		
16		水		
17		木		
18		金	予備日	
19		土		
20		日		
21		月	予備日	
22		火	9:30 一般質問	
23		水	9:30 一般質問	
24		木	休会日	
25		金	9:30 一般質問	
26		土		
27		日		
28		月	予備日	
29		火	9:30 予算決算委員会	
30		水	予備日	
7月	1	木	10:00 議会運営委員会	
	2	金	休会日	
	3	土		
	4	日		
	5	月	10:00 閉会日	

第3回定例会会期日程（案）				
月	日付	曜日	会期32日間	
8月	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月		
	10	火		
	11	水		
	12	木		
	13	金	10:00 正副二役打合せ	
	14	土		
	15	日		
	16	月	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明	
	17	火		
	18	水	通告受付	
	19	木	通告締切	
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火		
	25	水	10:00 議会運営委員会	
	26	木		
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月	10:00 開会日	
	31	火	10:00 質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会	
	9月	1	水	休会日
		2	木	休会日
		3	金	休会日
		4	土	
5		日		
6		月	9:30 常任委員会	
7		火		
8		水		
9		木		
10		金	予備日	
11		土		
12		日		
13		月	予備日	
14		火	休会日	
15		水	9:30 一般質問	
16		木	9:30 一般質問	
17		金	9:30 一般質問	
18		土		
19		日		
20		月		
21		火	予備日	
22		水	休会日	
23		木		
24		金	9:30 予算決算委員会	
25		土		
26		日		
27		月	予備日	
28		火	10:00 議会運営委員会	
29		水	休会日	
30		木	10:00 閉会日	

第4回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期23日間	
11月	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月	10:00	正副二役打合せ
	9	火		
	10	水	10:00	議会運営委員会 14:00 議案説明
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月		通告受付
	16	火		通告締切
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月	10:00	議会運営委員会
	23	火		
	24	水		
	25	木	10:00	開会日
	26	金	10:00	質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	27	土		
	28	日		
	29	月	9:30	常任委員会
	30	火		
	12月	1	水	
		2	木	
		3	金	
4		土		
5		日		
6		月		予備日
7		火	9:30	一般質問
8		水	9:30	一般質問
9		木	9:30	一般質問
10		金		予備日
11		土		
12		日		
13		月	9:30	予算決算委員会
14		火		予備日
15		水	10:00	議会運営委員会
16		木		休会日
17		金	10:00	閉会日

第1回定例会会期日程(案)				
月	日付	曜日	会期29日間	
2月	3	木	10:00 正副二役打合せ	
	4	金	10:00 議会運営委員会 14:00 議案説明	
	5	土		
	6	日		
	7	月		
	8	火		
	9	水		通告受付
	10	木		通告締切
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火		
	16	水		
	17	木	10:00	議会運営委員会
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木	10:00	開会日
	25	金	10:00	質疑・委員会付託 散会后 予算決算委員会
	26	土		
	27	日		
	28	月	9:30	常任委員会
	3月	1	火	
		2	水	
3		木		休会日
4		金	9:30	常任委員会
5		土		
6		日		
7		月		予備日
8		火		予備日
9		水	9:30	一般質問
10		木	9:30	一般質問
11		金	9:30	一般質問
12		土		
13		日		
14		月		予備日
15		火		休会日
16		水	9:30	予算決算委員会
17	木		予備日	
18	金		休会日	
19	土			
20	日			
21	月			
22	火	10:00	議会運営委員会	
23	水		休会日	
24	木	10:00	閉会日	

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも(案)です。各定例会(臨時会)の一つ前の定例会の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

(案)

長久手市議会議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等審議会  
についての申合せ

施行：令和2年12月16日

- 1 長久手市議会基本条例第20条第2項に定めた趣旨を踏まえ、議会は議員報酬の額を客観的な判断に基づき提案する必要があるため、長久手市特別職報酬等審議会（以下、「審議会」という。）の意見を参考にする。
- 2 審議内容は、事務局間で協議する。
- 3 審議会の開催は、執行部が行う。議会側からの委員候補がある場合は、事務局間で協議する。
- 4 審議会の答申は、上程予定定例会開会日の概ね1か月前までに市長から議会にそのまま示すものとする（執行部意見は、付さない。）。
- 5 審議会答申を尊重し、その意見を基に議会運営委員会にて議案を上程するものとする。

(案)

長久手市議会議員間討議の促進に関する申合せ事項

平成27年9月24日

令和2年12月16日

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）第7章議員間討議の促進に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的について

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間討議により、多様な意見を出し合い、合意形成に努める。

2 議員間討議を行う場について

当面の間は、常任委員会、議会運営委員会で行う。

3 議員間討議の対象について

議案（議員提案を含む）、請願・陳情及びその他必要に応じて実施する。

4 議員間討議の提案について

委員は、委員会開会の前日までに委員長に意向を表明し、課題・論点を説明する。

委員長は、他の委員に提案の内容（課題・論点）を説明する。

5 実施方法及び留意事項について

(1) 質疑終了後、討論・採決の前に委員長発議により実施する。

討議後の質疑は行わないものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 討議は、委員のみで行う。

(3) 委員個人を非難するような発言は行わない。

(4) 委員に対する資料要求は行わない。

6 その他

この申合せ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。